一七	削除			
一八	人命・財産の保護に用いる	(一) 鳥取県鳥取市東町一丁目二七一番地（五三・八）	○	五〇
		(二) 鳥取県鳥取市八坂字大平ル三八二番地二（二二一・五）	三・四	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

六　平成十八年総務省告示第二百四十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
［一　略］	［一　同上］
二　放送業務用伝搬障害防止区域	二　［同上］
［一～七　略］	［一～七　同上］
八　削除	八	(一) 東京都豊島区東池袋三―一（二七〇・五〇）	〇・〇〇七・七〇	五〇	東京都豊島区　東池袋三丁目、東池袋四丁目、南池袋二丁目、南池袋四丁目、雑司が谷一丁目、高田一丁目
		(二) 東京都港区六本木六―九―一（二七四・〇〇）			文京区　目白台一丁目、目白台二丁目
					新宿区　西早稲田一丁目、戸塚町一丁目、早稲田鶴巻町、早稲田町、早稲田南町、喜久井町、原町一丁目、原町二丁目、原町三丁目、河田町、市谷薬王寺町、市谷仲之町、住吉町、市谷本村町、片町、坂町、荒木町、三栄町、四谷二丁目、若葉一丁目、若葉二丁目、若葉三丁目、南元町
					港区　元赤坂二丁目、赤坂八丁目、赤坂九丁目、六本木六丁目、六本木七丁目
［九～一九　略］	［九～一九　同上］
［三　略］	［三　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。